

地方独立行政法人山口県産業技術センターの役員体制について

1 法的根拠《地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）》

(1) 役員構成

役 職	業 務 内 容
理 事 長	・ 業務を総理
副理事長	・ 理事長を補佐（定款で副理事長を置かないことができる）
理 事	・ 理事長及び副理事長を補佐
監 事	・ 業務を監査

(2) 役員任命

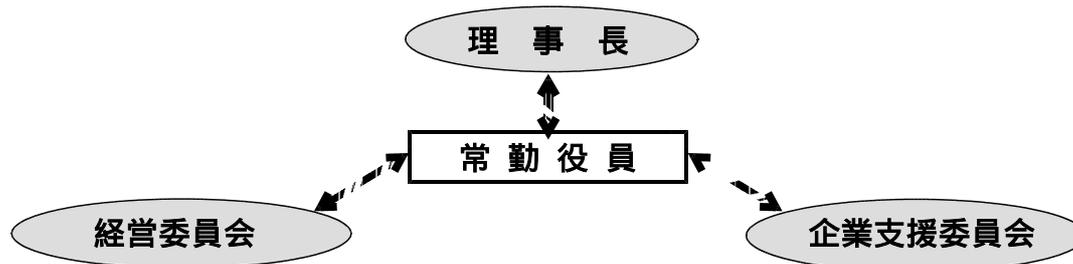
第14条 理事長は、次に掲げる者のうちから、設立団体の長が任命する。

- 一 当該地方独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
 - 二 前号に掲げる者のほか、当該地方独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者
- 2 監事は、...設立団体の長が任命する。
3 副理事長及び理事は、...理事長が任命する。

2 基本方針

理事長は、自律的・機動的トップマネジメントを発揮するとともに、企業支援の強化を目指し、新たなセンターの「顔」として、県内外を問わず精力的に民間企業等へ出向き、企業ニーズ・シーズの発掘を行う。

理事長の自律的・機動的トップマネジメントをサポートするため、経営に関する重要事項を審議する「経営委員会」と技術支援・研究開発に関する重要事項を審議する「企業支援委員会」を設ける。



3 役員体制についての検討

(1) 配置案

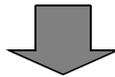
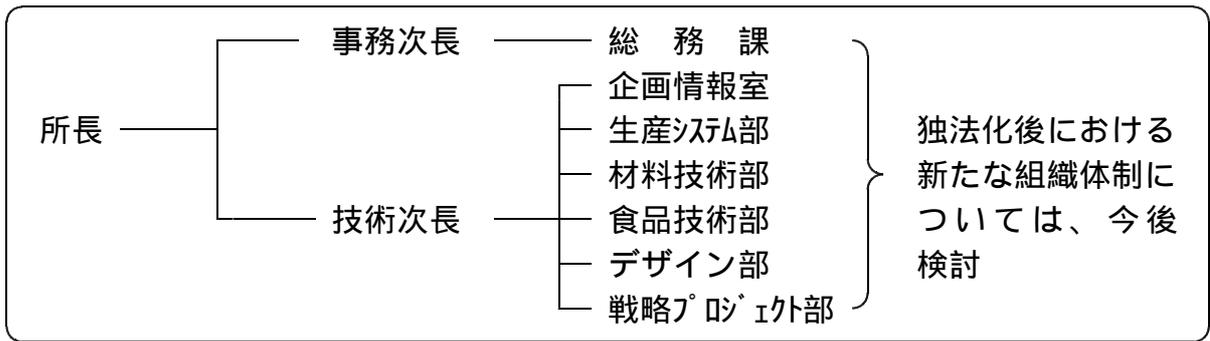
《役員体制を構築するためのポイント》

対外的な「顔」である理事長を実務面からサポートする常勤役員（＝副理事長）を設置すること。

規模に見合った役員体制を構築すること。

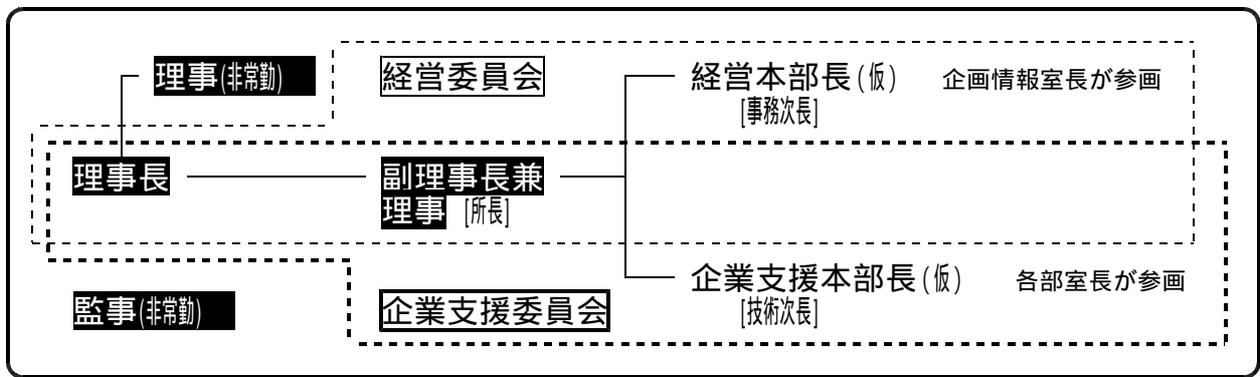
各役員の役割分担を明確にすること。

【現行体制】



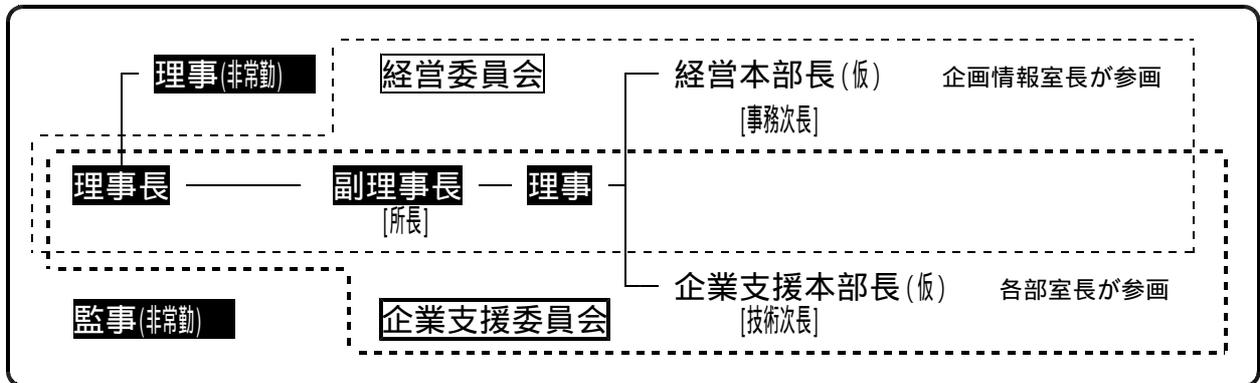
【案の1：常勤副理事長兼理事1名（鳥取県・東京都型、産業振興財団型）】

■は役員、[]は現職ポストを表す。



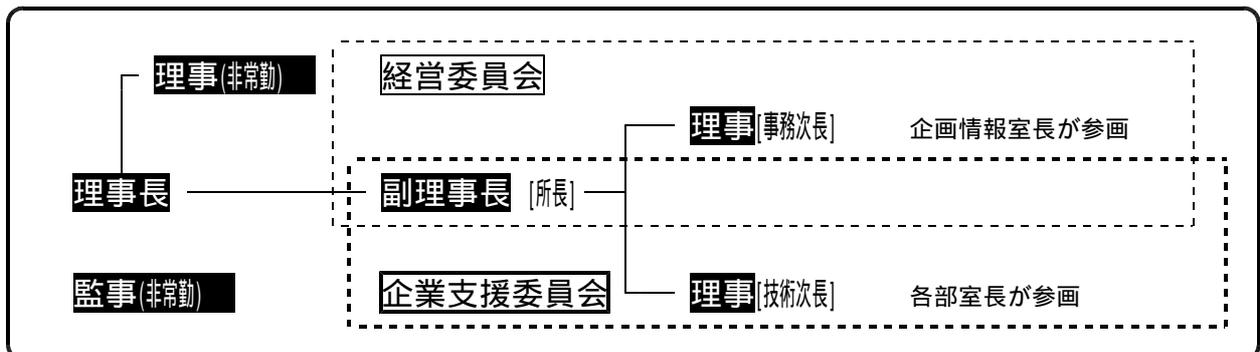
【案の2：常勤副理事長1名，常勤理事1名】

■は役員、[]は現職ポストを表す。



【案の3：常勤副理事長1名，常勤理事2名（岩手県型）】

■は役員、[]は現職ポストを表す。



(2) 検 討 (メリット・デメリットの整理)

案 の 1	案 の 2	案 の 3
スリム化した組織である。 迅速な意思決定が可能。 × 特定の役員に負担が集中する。	役員一人当たりの負担が軽減される。 × 副理事長と理事の役割分担が不明確。	両委員会のマネジメント体制が確立される。 × 職員数に比べ、役員数が多い。 × 意思決定に時間がかかる。

(3) 事務局案

以下の理由により、案の1を採用することが適当である。

三案の中で最もスリムな役員体制を構築することで、迅速な意思決定が可能となること。

業務担当部長等を含めた委員会を設置することにより、理事長を経営・企業支援の両面からサポートする体制が構築されるため、特定の役員に負担を集中させることなく、課題対応できること。

非常勤理事については、経営委員会及び企業支援委員会にそれぞれ外部の意見を反映させるという観点から、2名の配置が適当である。

非常勤理事の候補としては、中小企業団体や民間企業の役職経験者等が考えられる。

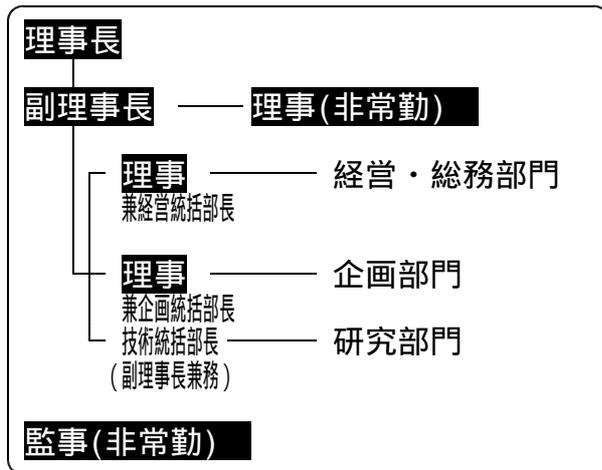
監事については、他団体と並びで、2名以内の配置が適当である。

参考1 《他県等の役員配置状況》

団体名	理事長	副理事長	理 事	監 事	その他
岩手県	1人(常)	1人(常)	4人以内(常2)	2人	再任可能
(特定)	4年	4年	4年	2年	
鳥取県	1人(常)		3人以内(常1)	2人以内	再任可能
(特定)	4年		4年	2年	
東京都	1人(常)		2人以内(常1)	2人以内	再任可能
(一般)	2年		2年	2年	
県立大	1人(常)	1人(常)	3人以内(常1)	2人	再任可能
(一般)	2~6年	6年以内	6年以内	2年	

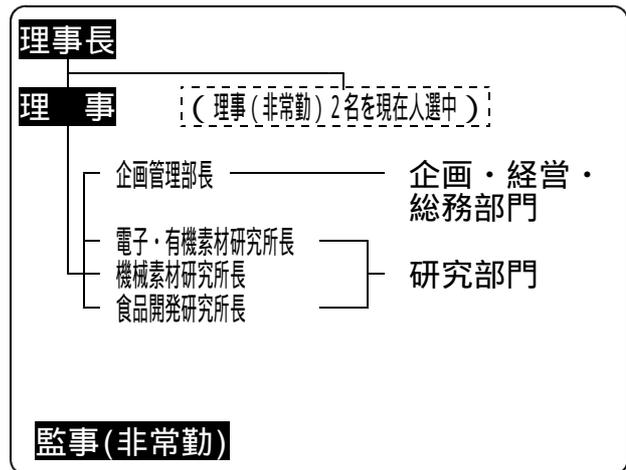
参考2 《他県等の現時点における組織構成》 注) 定款の数とは異なる。

【岩手県：特定型】

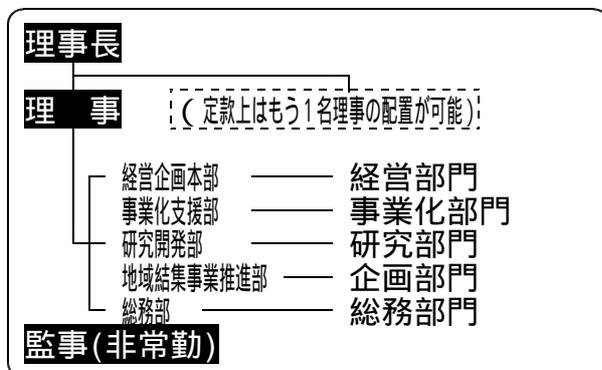


【鳥取県：特定型】

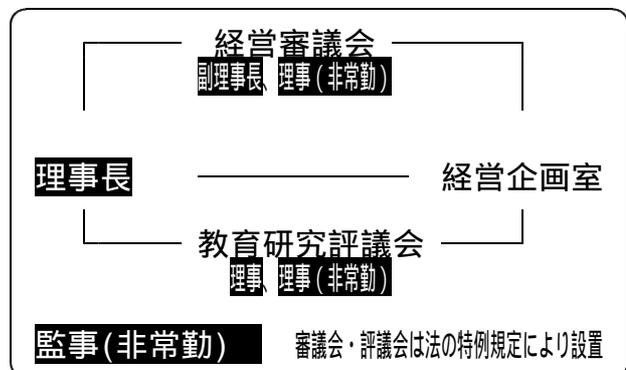
■は役員



【東京都：一般型】



【山口県立大学(法人部門)：一般型】



県立大学は、地方独立行政法人法に規定されている公立大学法人の特例に基づいた組織形態となっているため、あくまで参考として掲載しているもの。

参考3 《他の地方独立行政法人の報酬等》

	役 員	一般職（管理職員）
鳥 取 県	理事長 877,850円 理事 661,540円 非常勤理事 161,990円 非常勤監事 30,000円 常勤理事長・理事は、期末手当はなく、評価委員会による業績給を6月期及び12月期に支給する。	管理職手当（一定の管理又は監督の地位にある職員） ・一般職 7級3種 68,676円 ・研究職 4級3種 69,549円 4級4種 60,819円
岩 手 県	理事長 725,000円以内 理 事 506,000円以内 非常勤理事 182,000円 非常勤監事 182,000円 理事長、理事は期末手当があり、県の一般職より支給割合が高い。期末手当率 140 160,160 175 期末手当基礎額は、給与条例10級にある職員の例による	給与の特別調整額は、管理又は監督の地位にある職員うち、その特殊性に基づき、理事長が指定するものについて、支給する。
東 京 都	常勤役員は年俸制(1～11号給) 13,745,000～16,298,000円 上記に評価委員の評価結果により、査定率を乗じて支給 非常勤役員手当 日額 30,000円	職責手当（管理職に対して支給） 4級 研究課長 90,000円 グループ長 110,000円 経営企画室長 130,000円 支所長 130,000円 5級 研究部長 160,000円 副センター長 180,000円
山口県立大	理事長 16,500,000円 副理事長 12,000,000円 理 事 12,000,000円 非常勤理事 日額 30,000円 " 監事 日額 30,000円 理事長は、役員の報酬を変更することができる。	管理職手当 学部長、研究科長、教育研究支援部長、学生支援部長、附属図書館長、地域共生センター長 67,000円 学科長、専攻長 22,000円 総務部長 給与月額×16% 経営企画室長 給与月額×12%